

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		横浜税関南本牧埠頭コンテナ検査場（仮称）（２５）電気設備工事
工事種別		電気設備工事
工事場所(都県)		神奈川県
工事場所(市区町村)		横浜市中区南本牧９－３
工事概要		敷地面積 16,200m ² 1. 建 物 1) X線検査センター 構 造：鉄筋コンクリート造 一部木造 地上３階 地下１階 建築面積：約 1,730m ² 延べ面積：約 2,130m ² 用 途：検査施設 2) 開披検査場 構 造：鉄骨造 一部木造 地上２階 建築面積：約 2,110m ² 延べ面積：約 2,250m ² 用 途：検査施設 3) 出口誘導員室 構 造：木造 地上１階 建築面積：約 90m ² 延べ面積：約 50m ² 用 途：誘導員室 工事種目：電灯設備、動力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、 構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、 テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、 構内配電線路、構内通信線路
担当事務所		横浜営繕事務所
公告日／期限日／開札日		R 7. 7. 11 / R 7. 8. 4 / R 7. 9. 19
工 期		工期：令和８年１月１３日から令和９年１１月３０日まで （余裕期間：契約締結の翌日から令和８年１月１２日まで）
入札契約方式／落札方式		一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 A等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成 22 年 4 月 1 日以降の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 （ア）次の 1 から 3 の要件のすべてを満たす建築物 1 棟の新築又は増築における機器及び配線の新設工事 1. 延べ面積 1, 0 0 0 m ² 以上（増築にあつては増築部分とする。）

		2. 階 数 3階以上（階数は地下階を含んでよい。） 3. 工事種目 次のa）及びb）の両方の施工実績を有すること。 ただし、同一工事の施工実績でなくてもよい。 a) 受変電設備 b) 火災報知設備 ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また建築一式工事における施工実績は認めない。 （イ） 次の1及び2の要件のすべてを満たす建築物1棟の新築又は増築における機器及び配線の新設工事 1. 延べ面積 300㎡以上（増築にあつては増築部分とする。） 2. 工事種目 受変電設備 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 上記（ア）、（イ）の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請するすべての者について次に掲げる基準を満たしていること。 1）主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 2）1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における工事経験は認めない。 （ア） 次の1及び2の要件のすべてを満たす建築物1棟の新築又は増築における機器及び配線の新設工事 1. 延べ面積 300㎡以上（増築にあつては増築部分とする。） 2. 工事種目 受変電設備 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請

		負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 上記(ア)の経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記(ア)の工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。
--	--	--